

## 序章 開発途上国をめぐる「貿易と環境」問題

著者	箭内 彰子, 道田 悦代
権利	Copyrights 日本貿易振興機構 (ジェトロ) アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	610
雑誌名	途上国からみた「貿易と環境」 : 新しいシステム 構築への模索
ページ	3-32
発行年	2014
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00011244">http://hdl.handle.net/2344/00011244</a>

## 序 章

# 開発途上国をめぐる「貿易と環境」問題

箭内 彰子・道田 悦代

### はじめに

地球温暖化防止や生物多様性の保全など、さまざまな環境問題への対応は喫緊の課題であり、国際、地域、国、民間といったあらゆるレベルで対策が講じられてきた。一方で、国際経済の基盤となっている自由貿易体制を維持・強化する動きも進んでいる。1990年代以降、この貿易と環境という二つのレジームの整合性が問題となる場面が増えてきた。たとえば、オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書などの国際環境条約(multilateral environmental agreements: MEAs)における貿易制限措置と、無差別原則に依拠する世界貿易機関(World Trade Organization: WTO)体制との間に法の衝突が生じる可能性が指摘された。また各国独自の環境保護政策が自由貿易を妨げているとして、WTOに訴えられる事例も出てきた。

こうした状況を受け、貿易と環境をめぐる問題に注目が集まり、自由貿易が環境に与える影響、逆に環境保護措置が貿易に与える影響の分析が盛んに行われてきた。1992年の国連環境開発会議(The United Nations Conference on Environment and Development: UNCED——通称、地球サミット)では、自由貿易と環境保護は相反するものではなく相互支持的に達成し得るものであるという共通認識が確認されているが<sup>(1)</sup>、二つのレジームをどのように調整すれば相互支持的になるかの具体策については、いまだ明確なビジョンを提示する

に至っていない。これは、環境問題が多岐にわたり、かかわるステークホルダーも多様で、それぞれの分野で貿易が与える影響が異なるため、一枚の処方箋で問題を解決するといった単純な構造ではないからである。

新興国を中心とした開発途上国（以下、途上国）の台頭により、貿易と環境をめぐる議論はさらに複雑な様相を呈している<sup>(2)</sup>。とりわけ途上国の経済規模の拡大とグローバル化に伴う経済構造の変化という二つの事象は、近年の貿易と環境に関する議論に大きな影響を及ぼしている。貿易の増大や海外直接投資の流入は途上国における経済成長の源泉となっているが、経済規模の拡大は同時に深刻な環境問題を引き起こしている。過去においては、現在直面している環境問題は先進国の経済成長の副産物であり、先進国が責任をもって対応すべきだとの議論が散見された。しかし、近年では途上国自身が環境問題を引き起こす当事者として課題に向き合う必要が出てきている。グローバル化に伴う経済構造の変化も途上国の重要性に寄与している。途上国に向かう貿易・投資の増加により、生産活動の多くが途上国に移転している。結果として、原材料の調達からさまざまな製品の部品生産、そして廃棄された製品のリサイクルに至るまでの幅広い生産活動において、途上国が担う役割が増している。このため、たとえば温暖化対策や化学物質対策などサプライチェーン全体にわたる環境対策を行う場合、当然途上国における生産活動も対象となる。途上国における環境問題への対応は、途上国にとってのみならず、国際的な環境管理にとっても不可欠になっている。

経済面、環境面の影響の拡大を背景に、途上国の国際交渉における政治的影響力も増大している。しかし、先進国と途上国の立場の隔たりは大きい。貿易レジームにおいても環境レジームにおいても、国際交渉の場——WTOにおける貿易と環境に関する交渉や国連気候変動枠組条約に関する交渉など——で先進国と途上国の対立が激しく、協議が硬直してしまう場面が増えてきている。こうした国際交渉はもはや先進国だけで合意を形成することはできない。環境問題への対応に遅滞は許されず、交渉の進展を図るためには、途上国の主張を理解し途上国が納得できるような解決方法を模索する必要が

ある。こうしたことから、途上国の視点に立って現状を把握し、既存の政策・制度の問題点を明らかにすることは、グローバルな環境改善と経済開発の両立に向けた適切な対策・予防策を策定するうえで、重要な課題となっている。

本章では、まず貿易と環境にかかわる議論の変遷をレビューし、現在に至る議論の経緯を明らかにする。とくに、貿易と環境問題が国際機関や国際会議といった国際制度のなかでどのように扱われてきたかをWTOと国際環境条約を中心に考察する（第1節）。つぎに、途上国の視点をふまえた貿易と環境の議論を進める前提として、貿易と環境問題が途上国に影響を与える経路、通商交渉あるいは環境交渉の場で途上国が優遇措置を求める際の根拠、貿易と環境問題に途上国の視点を組み込んだ先行研究を検討し（第2節）、さらに途上国を取り巻く最近の状況を概観する（第3節）。そして最後に本書の構成について述べる（第4節）。

## 第1節 「貿易と環境」議論の展開

貿易と環境に係る国際制度は数多くある。たとえば、貿易体制に属するものとしては、多国間国際機関であるWTOがある。貿易に関する国際ルールはこのWTOとその前身である関税及び貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade: GATT）を中心に形成されてきた。そしてGATTの多角的交渉はラウンドと称され、関税引き下げおよびその他の貿易障壁の削減を推進する際の中心的なメカニズムとして働いてきた。また二国間・地域間レベルでは、近年急速にその数が増えている地域貿易協定（regional trade agreement: RTA）や東南アジア諸国連合（Association of Southeast Asian Nations: ASEAN）、アジア太平洋経済協力（Asia-Pacific Economic Cooperation: APEC）といった地域機構が挙げられる。

一方環境に関しては、約200に上る国際環境条約をはじめ、国際機関であ

る国連環境計画（United Nations Environment Programme: UNEP）や1972年の国連人間環境会議（United Nations Conference on the Human Environment——ストックホルム会議）、1992年の地球サミット、2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議（World Summit on Sustainable Development: WSSD）といった一連の環境会議などが多国間制度としてとらえられる。こうした国際制度の活動領域はそれぞれ異なっているが、互いに重複する部分も多い。このため、それらの相互関係が問題となる。とりわけ、有害廃棄物の越境移動を適切に管理しているバーゼル条約や絶滅のおそれのある野生動植物の国際取引を規制するワシントン条約などは、自国領域外の環境または地球規模の環境の保護を目的とする貿易制限措置や、当該国際環境条約の非締約国に対して環境政策の変更を促すために貿易制限措置をとることを認めている。こうした措置、さらには国内の環境規制とWTOルールとの整合性をどのように確保するかが長年にわたり議論されてきた。そこで本節では、WTOと国際環境条約を中心に国際レベルで貿易と環境問題がどのように扱われてきたのかについて検討する。

## 1. 1970～1980年代における貿易と環境問題

1947年にスタートして以降、GATTは関税その他の貿易障壁の削減・撤廃や国際通商における差別待遇の廃止に取り組んできた。さらに、自由貿易の障害となるような事項すべてについて規律を定めていく必要があると考え、1970年代以降のラウンドでは、関税引き下げ交渉に加え、非関税措置に関するルールの策定にも重点がおかれるようになった<sup>(3)</sup>。このようにGATTは自由貿易を促進する国際機関であり、環境は中心的な議題ではなかった。GATTの条文自体にも環境に関する明文規定は含まれていない。しかし、国際社会における関心の高まりを受け、GATTでも環境に関する議論が始まった<sup>(4)</sup>。まず、1972年に開かれたストックホルム会議に向けて「Industrial Pollution Control and International Trade」と題するレポートを作成した。その際

の主要な関心事項は、国際貿易において環境保護政策はどのような意味合いをもつのかという点であった。これは当時の各国の貿易政策担当者が抱いていた不安——環境保護政策が貿易の障害になるのではないか、あるいは新たな保護主義（green protectionism）をつくり出すのではないか——を反映していた<sup>(5)</sup>。

また1973年に始まった多角的通商交渉（東京ラウンド）では、貿易の技術的障害に関する国際ルールづくりの議論のなかで環境への配慮が検討された。ラウンドの最後に採択されたGATTスタンダードコードでは、製品の生産性向上や安全性確保のために各国が独自に制定・運用している規格・基準および認証制度が貿易に対する技術的障害とならないよう、最恵国待遇、内国民待遇、そして透明性の確保を定めている。さらに、国内の規格・基準を制定、修正する際、関連する国際規格が存在する場合には、各国はそれを基礎として用いることとする一方で、この国際規格の尊重の例外となり得る正当な理由として、国家の安全保障や人の健康もしくは安全の保護などと並んで、環境の保全を挙げている<sup>(6)</sup>。

GATTが環境問題をGATT協定のなかに取り込もうとする一方で、国際環境条約は国際的な環境問題を解決するための手段の一つとして貿易制限措置を利用し始めた。1973年に採択されたワシントン条約は、絶滅のおそれのある野生動植物を保護するためにこれら動植物の国際的取引の禁止あるいは制限措置を規定している。1987年のモントリオール議定書はオゾン層を破壊するおそれのある物質を特定し、それらの生産、消費そして貿易を規制した。また、1989年のバーゼル条約は有害廃棄物が途上国に不正に輸出されることを防止するために有害廃棄物の輸出に関して事前通告・同意制度を採用した。

GATTおよび国際環境条約で生じた二つの流れはそれぞれに同時並行的に進展するが、国際環境条約に貿易制限措置が導入され始めると、そうした措置が貿易にマイナスの影響を与えないかが懸念されるようになる。そしてGATTの場では、それらのGATTルール整合性が盛んに議論されるようになった。

1980年代の注目すべき動きとして、GATTにおける貿易と環境の議論に途上国が積極的にかかわるようになったことが挙げられる。この頃途上国は、環境保護規制、あるいは安全基準や衛生基準などにより先進国が国内での販売・流通を禁止している物品（domestically prohibited goods: DPGs）が途上国に輸出されつづけていることを懸念し、GATTとして何らかの対応をとるよう強く主張し始めた<sup>7)</sup>。こうした途上国の動きに応え、1982年に国内禁止物品に関する議論が開始され、1989年にはこの問題を討議するためのワーキンググループが設置された。

## 2. 貿易と環境問題の先鋭化（1990年代）

1991年にGATTの紛争解決手続きにもち込まれたマグロ・イルカ事件<sup>8)</sup>を契機に、貿易と環境問題が急速に注目を集めるようになる。その論点は、各国の環境保護法などに基づく貿易制限措置が自由貿易を妨げる手段となっていないか、すなわちGATT/WTOのルールに違反していないか、であった（Palmer 1992; Weiss 1992; Schoenbaum 1992など）。その後、「国際環境条約や国内法が規定する環境を事由とする貿易制限措置がGATT/WTO協定と整合的であるかどうか議論される」（Géradin 1999; Robb 2001など）一方で、貿易と環境に関連するその他の 이슈も注意を引くようになる。その一つとしてラベリングの問題が挙げられる。エコラベルや森林認証のラベル、遺伝子組換え食品に関するラベルといったいわゆる「ラベリング」がWTOの貿易の技術的障害に関する協定（Agreement on Technical Barriers to Trade: TBT協定）に違反していないかどうか（Appleton 1997; 藤岡 2001）、国家が環境保護のために採用する貿易制限措置がTBT協定や衛生植物検疫措置の適用に関する協定（Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures: SPS協定）、その他のWTOルールに基づいてなされているか（平 1999）、などが考察されている。遵守が義務づけられる法的な規制に比べると、ラベリングの影響度合いは低いと考えられるが、最近では環境保護を目的とする各種エコ

ラベルや認証の利用も進んでいる。企業によっては、環境関連の認証の取得をサプライヤーに課していることもあり、このような自主的要件も途上国企業の競争力に影響を与え得る要因となってきた。

また、GATT/WTOにおける裁定をきっかけに生産工程・生産方法（process and production methods: PPMs）に関する議論が盛んに行われるようになった（OECD 1997; Charnovitz 2002; 宮川 2002）。マグロ・イルカ事件では、米国の輸入制限措置の理由となったのは産品（products）としてのマグロそれ自体ではなく、その漁獲方法（PPMs）であった。この点に関する GATT 紛争解決手続きの裁定は「たとえ生産プロセスが環境破壊を引き起こすものであっても、それが産品の特性に直接関連しない場合は、その生産プロセスを根拠とする輸入規制は認められない」というものであった。一方、その後生じたエビ・カメ事件（インド、マレーシア、パキスタン、タイ-米国）<sup>(9)</sup>において、WTO 紛争解決手続きの上級委員会は、ウミガメを保護するために行った米国の輸入制限措置は GATT 第20条 g 項に該当し、例外として認められるとした<sup>(10)</sup>。この PPMs の議論の背景には、ライフサイクルアセスメント（Life Cycle Assessment: LCA）が強化されてきたことも指摘できる。ライフサイクルアセスメントとは、製品の資源、製造、使用、輸送、廃棄にわたるすべての段階を通して環境影響評価をすることである。

### 3. 1995年以降の WTO での取り組み

ウルグアイ・ラウンドでは、環境は直接の交渉対象ではなかったが、1992年の地球サミット開催などを受けて、環境についてもさまざまな議論が行われた。その結果、GATT を引き継ぐ形で創設された WTO は、条文の規定上も、組織面においても、GATT 時代より環境問題を意識したものとなっている。たとえば、WTO の前文ではその目的として、生活水準の向上、完全雇用の確保といった GATT の前文にも示されているものに加え、環境の保護・保全と持続可能な開発が新たに加えられた。また組織面では、WTO 設立協



定の採択と同時に決議された「貿易と環境に関する閣僚宣言」に基づき、1995年、WTO のなかに貿易と環境委員会（Committee on Trade and Environment: CTE）が設立された。CTE の目的は貿易政策と環境政策を相互支持的にすることであり、その課せられた課題は、(1) 持続可能な開発を促進するために貿易措置と環境措置の相互関係について明らかにすること、(2) 多角的貿易体制に関する規定を修正する必要がある場合は、どのような修正が必要か適切に提案すること、であった。こうした付託事項に基づき、CTE は10の作業計画<sup>11)</sup>で議論を進めている。

このように、WTO においても貿易と環境の問題は主要なイシューとなってきた。しかし、WTO メンバーはWTO を「環境保護を目的とする機関（an environmental protection agency）ではない」ととらえ、さらに「そうした機関と将来的に統合することを切望しているものでもない」と位置づけている（WTO 2004, 6）。このため、WTO がかわる貿易と環境問題は、貿易政策そのものおよび貿易に多大な影響を及ぼす環境政策の貿易側面に限定される。そして、貿易と環境に対するWTO の立場は、環境保護という目的に合致している貿易措置と、偽装された貿易制限や不公正な、恣意的な、あるいは差別的な形で実施される貿易措置とはしゅん別されるべきである、というものであり、環境を事由とする貿易制限措置は、一定の条件下でのみ容認し得るとしている。また、各国の環境規制に対しては「WTO の基本原則（最恵国待遇や内国民待遇）と整合的であれば、WTO は環境保護のための国内規制を排除するものでない」という立場を明確に示している（WTO 2004, 6）。

2001年のWTO 閣僚会議で開始が決まった多角的通商交渉——ドーハ開発アジェンダ（Doha Development Agenda）——では、議題の一つに貿易と環境が取り上げられ、交渉がつづいている。このドーハ開発アジェンダにおける貿易と環境交渉では、WTO ルールと国際環境条約における貿易上の義務との関係性（どのような場合にどちらのルールが適用されるのか）について議論されているが、いまだに明確な結論は得られていない。

ドーハ閣僚宣言のなかで、おもに環境について言及しているパラグラフは

2カ所ある<sup>12)</sup>。一つ目は総論部分に位置するパラグラフ6で、多角的貿易体制と環境保護は相互支持的であることを再確認し、いかなる国・地域もWTOの基本原則を維持する形であれば、環境保護措置を実施することを妨げられない、さらに、WTOとUNEPおよび他の政府間環境機関との協力を歓迎し、さらに促進することをうたっている<sup>13)</sup>。二つ目は個別分野として環境を扱っているパラグラフ31～33である。これらのなかでは、主要な交渉議題として国際環境条約とWTOルールの関係、環境関連の物品・サービスに対する関税・非関税障壁の撤廃などが挙げられている<sup>14)</sup>。

環境レジームもこうしたドーハ開発アジェンダでの議論に対し、積極的な働きかけを行っている。たとえば2002年に開催されたWSSDでは、WTOに対して持続的発展という目的を通商交渉に組み込むいっそうの努力を要請し、漁業・エネルギー補助金の撤廃や環境破壊的な動きに対する一方的措置の域外適用の使用抑制を強調している。

## 第2節 貿易と環境問題における途上国

自由貿易体制の維持・強化と環境保護の関係性については、貿易が環境に与える影響も、逆に環境が貿易に与える影響もそれぞれにプラスとマイナスの両面があることが指摘されている。この「貿易」と「環境」の相互関係は、途上国にどのように影響を与えているのであろうか。また、途上国を巻き込んだ貿易と環境問題に対して、これまでどのような研究がなされてきたのであろうか。本節では、これらについて検討する。

### 1. 貿易と環境問題が途上国に影響を与える経路

貿易と環境問題が途上国に影響を与える経路は大きく分けて二つ考えられる。第一は、貿易が途上国の環境問題に影響を与える経路、第二は他国の環

環境政策や国際環境条約が途上国の貿易に影響を与え、さらに貿易を通じて環境に影響を与える経路である。

まず貿易自由化による貿易量の増加は、経済面のみに限っていえば、途上国に貿易拡大を通じた所得の増加をもたらす、プラスの効果が期待される。しかし、自由貿易が途上国の資源利用を拡大することで、途上国の環境を劣化させ、持続的な経済発展を阻害することも危惧されてきた。たとえば林産物貿易の拡大による森林破壊や生物多様性の減少、希少動植物の取引増加による乱獲の可能性がある。

また、環境政策が貿易に、さらには貿易と投資を通じて環境に影響を与える経路には、(1) 各国間の環境規制の厳しさの違いが、投資を通じて環境に影響を与える、(2) 各国の環境規制が貿易に影響を与え、さらに貿易を通じて環境に影響を与えるという二つがある。前者については、先進国と途上国間での環境規制の違いが、企業がグローバルに立地を決定する際に影響しているのではないかと考えられてきた。とりわけ、環境規制への対応コストが安い途上国に汚染集約的な企業の進出が進み、貿易量が増えるにつれて途上国の環境汚染が深刻化するという懸念が提示されている。

この環境政策が貿易と環境に与える経路は、近年、途上国にとって重要になってきている。先進国を中心に導入が進む製品に関するさまざまな環境規制や要件——たとえば、EU 電気・電子機器における特定有害物質の使用制限に関する指令 (RoHS 指令) や、EU 化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則 (REACH 規則) ——は、先進国の消費者の健康や環境を守る目的では有効な手段であると考えられる。また、貿易を通じて他国の企業にも環境規制の遵守を求めることから、途上国企業の環境対策の推進にも寄与する可能性がある。自由化による貿易の拡大で、こうした先進国の環境規制に加え企業による環境に関する自主的な要求事項が貿易相手国の企業に課されるケースが増加しており、途上国に与える影響は近年ますます大きくなっている。このため、規制や要件を満たすことができない企業に対しては、輸入が制限される懸念もあり、先進国の環境政策が途上国の貿易拡大の機会

を抑制することも考えられる。多様な環境に関する措置が、途上国の環境のみでなく貿易にも影響を与える可能性があり、WTO等での紛争につながる場合も出ている。

## 2. 途上国に対する特別な考慮

途上国は、貿易あるいは環境に関する国際交渉の場で、途上国に対してはその発展段階の違いを前提にした特別な考慮が必要であり、先進国よりも有利な待遇を認めるよう主張している。こうした主張の根拠となっているのが、WTOにおいては「特別かつ異なる待遇」(special and differential treatment: S&D)と呼ばれ、そして環境分野では「共通だが差異ある責任」(common but differentiated responsibility: CBDR)原則と呼ばれる考え方である。貿易と環境問題を途上国の視点から考察する際、これらは非常に重要な役割を果たすと考えられるため、その概念について概説する(詳しくは本書第6章参照)。

S&DはWTOの途上国メンバーに対して先進国とは異なる特別な配慮が必要であるとし、途上国をより有利な条件で遇すること——たとえばWTO協定の義務免除や特惠関税の供与など——を認めている。本来、WTOは国家間の無差別と相互主義という二つの原則を基礎にしているが、発展段階の異なる国家を一律に扱い、WTOルールを全加盟国に同様に適用することに対して、途上国から強い抵抗があった。そこで、貿易を通じて途上国の経済開発を促進するという観点から、途上国メンバーに対しては先進国とは異なる特別な考慮を払う必要性が強調されたのである。

一方のCBDRは、環境保護は人類の共通の関心事でありすべての国が一定の責任を負うとするが、環境破壊を低減するための貢献はそれぞれの国家で異なるものと考え、先進国と途上国を区別して扱う。これは、現在の環境問題の多くは先進国が引き起こしており、先進国の環境保護に対する責任は途上国より重いこと、そして資金的にも技術的にも環境対策を行うための能力は先進国のほうが高いと考えられることなどから、環境問題への対応に関

しては先進国と途上国を区別して扱い、先進国はより大きな負担をすべきという考え方である。

### 3. 先行研究レビュー

貿易と環境に関する議論は、すでに1970年代から行われてきており（たとえば Pethig 1976など）、これまで多くの研究や報告書が出されている（たとえば Anderson and Blackhurst 1992; OECD 1994; UNEP and IISD 2005; 山下 2011など）。しかし、その多くが貿易と環境の関係をマクロ的に議論したもので、途上国の発展という観点はあまり考慮されてこなかった。確かに、これまでの研究のなかには持続可能な開発（sustainable development）という用語のもとで開発という視点を組み込んだものもある。しかし持続可能な開発には先進国－途上国関係における途上国の持続的発展という意味合いとともに、次世代につなげていく地球全体としての持続的発展という意味合いも含まれている。貿易と環境問題を議論する際に、持続可能な開発という概念は常に意識されているが、それは途上国の貧困削減や経済成長といった概念というよりは、むしろ資源の有効活用といったグローバルな意味での持続可能性である場合が多い。

また、途上国の視点という意味では、貿易自由化と途上国の開発問題を扱った「貿易と開発」に関する研究（たとえば McCulloch, Winters and Cirera 2001; Rolland 2012など）、あるいは環境保護と開発の両立を考察する「環境と開発」に関する研究（たとえば Axelrod, VanDeveer and Downie 2011など）もそれぞれの分野で活発な議論を展開してきた。しかし、これらは貿易と環境という二つのレジームが接触することによって生じる「貿易と環境」問題を扱ったものではない。

ここでは、貿易と環境問題に関し、途上国の視点をふまえた議論がどのように展開されてきたかについてみておこう。前節でみたように、途上国は少なくとも1980年代から GATT における貿易と環境協議に参加してきた。し

かし当時の途上国のおもな関心は国内禁止物品（DPGs）であり、貿易と環境に関する課題は、貿易を通じて自国の環境が劣化する問題としてとらえていた。この時点では、国際的な、あるいは先進国のさまざまな環境政策が、貿易を通じて途上国の環境のみならず自国の経済発展全般に影響を与え得るというとらえ方ではなかった。貿易と環境問題に途上国の視点が加わるようになるのは1990年代頃からである。

途上国に関する貿易と環境の議論が活発に行われるようになった一つの契機は、1992年、ブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミットである。このサミットで採択された環境と開発に関するリオ宣言（Rio Declaration on Environment and Development）やアジェンダ21のなかでは、貿易と環境が重要な課題であることのみならず、この問題で途上国に特別な配慮が必要であることが指摘されている。

こうした動きを受けて、1992年に開始された国連貿易開発会議（United Nations Conference on Trade and Development: UNCTAD）と国連開発計画（United Nations Development Programme: UNDP）の共同研究では、11カ国の途上国を取り上げて各国における貿易と環境問題について議論している（Jha, Markandya and Vossenaar 1999）。その際、(1) 環境規制が途上国企業の市場アクセスと輸出競争力にどのような影響を及ぼしているか、(2) 貿易自由化の結果として途上国における生産パターンが変化した場合、それが環境にどのような影響を与えているか、に焦点を当てた。前者に関しては、製品の輸出先や費用構造、企業の規模などにより、競争力に与える影響は多様化するし、後者についても、環境に与える影響は国ごと、産業ごと、さらには製品ごとに異なるとして、一般的な傾向を示すことは難しいとしている。また、1998年に刊行されたUNCTADの最貧国レポートでは「貿易と環境と最貧国」がトピックスとして扱われている。そのなかで「貿易ルールは不公正な基準を途上国に課すことに使われてはならないし、途上国の輸出に対して差別的になるように使われてならない」と指摘している（UNCTAD 1998, 140）。

その後、アカデミックスの世界でも貿易と環境問題を検討する際には途上

国の開発にも配慮すべきといった論調が出始めた。たとえば Sampson (2000) は貿易と環境の両レジームの衝突とその法的調整、あるいは WTO で具体的な紛争となった事例の司法的解決の様相などを考察する際に、途上国の持続的発展を考慮している。Najam, Halle and Meléndez-Ortiz (2007) はアラブ諸国、西アフリカ諸国、南アメリカ諸国、中央アメリカ諸国、アジア諸国といった地域ごとの貿易と環境問題を検討することによって、途上国にとっての貿易と環境問題を整理し、そのうえで、途上国が重視すべきは自由貿易ではなく持続可能な開発であること、貿易と環境に関する議論が緑の保護主義につながる危険性を有していることを指摘して、途上国は WTO や国際環境条約などにおける政策議論にもっと積極的に参加していくべきと主張している。また、Alam (2008) は、国連、WTO、国際環境条約、EU、APEC などがどのように貿易と環境問題に対処してきたかを検討し、持続可能な開発を実現するうえで途上国の視点を組み込んだ制度設計が必要であるとしている。

貿易と環境問題において途上国の視点が留意されるようになったもう一つの契機は、1994年の北米自由貿易協定 (North American Free Trade Agreement: NAFTA) の発効である。経済発展段階の異なる国間で RTA を締結し貿易自由化を進めた場合、参加国が貿易による利益を享受できたとしても、同時に環境問題を引き起こす懸念が指摘されてきた。たとえば環境擁護派が NAFTA に反対した際の主張は、NAFTA のもとでは米国とカナダが競争力を維持し雇用を守るために自国の環境規制をメキシコの水準まで引き下げ企業の環境コスト負担を減らすことで企業誘致を図ろうとする、環境規制引き下げ競争 (Race-to-the-bottom) が生じるというものであった。また、環境規制の緩い国に汚染集約的な産業が移転するのではないかという懸念に対しても検討が加えられている。Grossman and Krueger (1994) は NAFTA が加盟国の環境に与える影響を分析し、(1) 二酸化硫黄 ( $\text{SO}_2$ ) の大気中濃度は貿易依存度が高い国で有意に低い、(2) メキシコでは NAFTA により所得上昇の効果がみられ、労働集約的で汚染集約的でない産業への特化が生じ、これにより環境は改善する、という結果を得た。Antweiler, Copeland and Taylor

(2001) は、貿易や投資の自由化が環境に与える影響を、規模の効果 (scale effect)、産業構造の効果 (composition effect)、技術の効果 (technique effect) の三つの効果に分解して議論した。その結果、規模の効果が表す生産増による環境負荷の増加を、技術変化等による環境負荷の削減効果が上回り、三つの効果の影響を総合すると、貿易自由化が環境汚染を減少させるという結論になった。

さらに、貿易と環境問題における途上国の開発を考える際、貿易と環境問題に対するアプローチや関心事項は、先進国と途上国とは異なっている点が指摘されている。たとえば WTO の CTE における協議では、途上国は従来から議論されている国内禁止物品に加え、(1) 環境要求事項が途上国のマーケットアクセスを阻害していないか (非関税障壁となっていないか)、もし阻害しているのであればどのように解決され得るのか、(2) 環境規制に対応するためにどの程度のコストがかかるのか、(3) 環境負荷の低減に資する環境物品やサービスに関して、さらなる自由化が自国に利益を与える可能性があるのか、などに高い関心をもっている (Cameron 2007)。途上国は、自国の政策における優先事項は自国の発展度合いを勘案しながら自分自身で決めるべきという立場に立っており、他国の一連の国内環境規制に従う必要はないと主張する。一方の先進国、たとえば EU は、貿易に関する国際レベルでの協議に環境問題を含めるよう積極的に動いている。米国は貿易政策と環境規制のバランスをとるために、PPMs に依拠した貿易制限措置の容認や漁業補助金に関するルールの改革、RTA への環境条項の挿入などを主張している (Cameron 2007, 11-13)。

また Tussie ed. (2000, 2-3) は、貿易と環境問題のなかでも途上国が強い関心を示すイシューは輸出市場アクセス、環境技術移転などである一方、先進国は地球温暖化、生物多様性や森林減少などであると指摘する。さらに持続可能な開発に関しても、途上国はそれを貧困削減と経済発展をすぐに達成するための道筋としてとらえ、先進国は現在の世代と将来の世代の要求を満たすべく経済政策と環境政策を調整するという長期的視点でとらえている。



そして、こうした先進国と途上国の認識の違いが、世界市場を環境に配慮した製品が流通する市場と環境規制が不十分な市場の二つに分けることにならなないようにすべきとしている。

### 第3節 分析視角——途上国をめぐる状況の変化——

前節で議論したように、貿易と環境問題には二つの側面がある。一つは貿易が国や地域あるいは地球全体の環境にどのような影響を与えるのか、もう一つは、国際レベルや国レベルの環境保護政策が貿易に、そして貿易を通じて環境にどのような影響を与えるのか、である。このうち、前者の貿易が環境に与える影響については、定性的にも定量的にも多くの研究が行われてきた。一方、後者の環境政策が貿易に与える影響と貿易を通じて環境に与える影響については、今後研究の蓄積が必要な領域である。とりわけ、国内環境政策については、近年の日本の例をみてもわかるように、エコカー減税や家電エコポイントなど新しい取り組みが導入されており、従来の生産現場に対する汚染対策が環境政策の主流であった時代と比べ、政策の種類やアプローチははるかに多様化している。とりわけ、製品を規制する環境規制は国境を越えた国や地域の企業に影響を与え、また類似の政策が各国で導入されていることもあり、環境規制が貿易を通じて与える影響についての研究はこれからますます重要となろう。これらの環境政策が途上国に与える影響の検証は、重要な課題であるにもかかわらず、十分な情報がないことも多く、まだ多くのことが明らかになっていない。このような観点から、本書では環境政策が貿易を通じて途上国に与える影響について分析を行う。

これに加えて、国際レベルにおいては、途上国の経済的、政治的台頭により、国際環境交渉における途上国の発言力が高まっている。国際環境条約の制度設計における途上国の主張とその背景を理解するためには、国際環境条約が途上国の貿易と環境にどのような影響をどのようなメカニズムを通じて

与えているのかを知る必要がある。

ここで「途上国」という国のカテゴリーについて、本書の立場を説明しておきたい。そもそも、現時点では確立された途上国の定義はない。途上国を規定するのは、本書の文脈でいうと各国際環境条約である。しかし、国際環境条約間でもどの国を途上国相当と扱うかは異なっている。このため、本書で国際環境条約について扱う場合には、それぞれの条約で規定する国々を途上国とみなすことにする。一方、実態を取り扱う場合には、途上国といっても、中国やインド、ブラジルのような新興国もあれば、島嶼国やアフリカ諸国もあり、発展段階もさまざまである。これらの国々を一律に途上国として分析対象とすることは難しい。しかしながら、先進国と対比する意味において途上国一般を対象にし、さまざまな現状やメカニズムを分析することは分析の第一歩として不可欠なことであると考えている。

貿易、環境、途上国の三つの要素を取り込んだ先行研究はこれまでもいくつか存在する。しかし、途上国を取り巻く状況は変化し、それに伴って途上国が直面する課題も変化している。貿易と環境問題も例外ではない。途上国が抱える貿易と環境に関する課題は変容してきているという認識のもと、これまでの研究にない新たな貢献として、本書は、途上国における貿易と環境問題の現状を明らかにし、分析することを試みている。途上国をめぐる変化として本書で共有したのは以下の点である。

## 1. グローバル化の進展

われわれを取り巻く環境はさまざまな課題を抱えているが、その課題は経済のグローバル化により変容している。企業は途上国を含む世界各地に生産ネットワークを張りめぐらせており、製品の原材料や部品、食品を含めた多種多様な財が貿易を通じて取引され、消費地に運ばれている。電気・電子製品や自動車を例にとると、複数の国に立地する何社もの企業により部品が生産され、組み立てられ、世界各国の市場に出荷されている。また、日本企業

も含め多くの企業は、国境を越えて工場の立地や取引相手を選択しており、生産の垂直分業の進展と生産工程の分散が進み、経済の相互依存関係は深化している。こうした「グローバル生産」により貿易量が増加し、また取引される財の種類が拡大している（エスカット・猪俣 2011）。

一方、グローバル化を背景に、生産や消費、廃棄にかかわるサプライチェーンが関与する環境問題は、グローバルにインパクトを与える。また、その政策や対策は、ある国・地域内では完結せず、グローバルな対応を必要とする。たとえば木材製品や有害廃棄物など、貿易で取引される財が環境問題や資源枯渇を引き起こす場合には、国際的なレベルでの取り組みが行われている。国際環境条約に基づく輸入禁止といった対症療法的な貿易措置に加え、根本的な対応策として、世界各地に広がっている生産、消費、廃棄・再利用のライフサイクル全体にかかわる措置も必要となる。国レベルにおいても、温室効果ガス（Greenhouse Gas: GHG）を削減するための省エネ政策、国民の健康と安全を守るための化学物質規制などが導入されている。ある国の製品環境規制を遵守するために、部品を生産する海外の工場を含めた生産工程の見直しが必要となる場合もみられる。また、ある国が環境規制の引き上げをすると、規制遵守のためのコストを引き下げようとする企業が規制の緩い国に工場を移転することで、移転先で環境汚染が増加する可能性も指摘されてきた<sup>15)</sup>。このように、環境問題の性質がグローバルかローカルかを問わず、また意図するかないかを問わず、環境政策や対策の環境面の効果と経済面への影響は貿易を通じ国境を越えて広がり、複雑さを増している。

グローバル化の波は途上国にも及んでいる。実際、グローバル生産の本拠地は途上国であり、途上国は資源を供給するほか、立地する工場からサプライチェーンを通じて世界中に財を供給している。このため、他国のさまざまな環境政策や対策の影響を受ける当事者ともなっている。国際的には、1992年の地球サミットで、自由貿易と環境保護は相反するものではなく相互支持的に達成し得るものであるという共通認識が確認されている。しかし、環境政策が貿易阻害的な側面をもつ場合もあり、他国の経済に与える影響が懸

念されるようになってきている。企業の人材や技術、資金等のキャパシティの違いなどにより、途上国と先進国では他国の環境政策がもたらす影響が異なる。とりわけ、キャパシティの小さい途上国に負の影響が及ぶ可能性が指摘され、先進国の環境政策に対し、途上国から懸念が表明されるケースが出てきている。環境政策を実施するうえで、先進国の課題と途上国の課題が異なるならば、途上国には別途手当が必要になるであろう。グローバル化時代の環境課題に関して、先進国と途上国がどのように対応していくのがよいのかは大きな課題となっている。

## 2. 途上国の多様化

貿易と環境に関するさまざまな課題は、WTOやRTAあるいは国際環境条約などの場で解決が図られているが、これらの場において、以前にも増して途上国が重要な役割を果たすようになってきている。また、近年、中国や東南アジアなど成長をつづける途上国では、さまざまな環境問題が自国の問題として重要になってきているほか、各地でデジュール、デファクトの経済統合が進み、貿易を通じて他国の環境政策が途上国に及ぼす影響も大きくなってきている。新興国は経済力拡大を背景に、またアフリカ諸国などは同じ地域の各国と連携し、国際社会での発言力が増すなか、先進国との立場の違いが大きい課題については、先進国と途上国の衝突が激しくなっている。たとえばWTOのドーハ開発アジェンダでは貿易と環境が議論されているが、環境を目的とした貿易制限措置をWTOのルールとして明確に認めるかどうか、あるいは自由化の対象となる環境物品の範囲をどのように設定するかなどをめぐって、先進国と途上国の間で意見の相違が著しい。

前述したように、環境分野における国際的な合意形成にとって、途上国の存在は以前にも増して重要になってきている。一方、グローバル化時代の途上国にとって貿易と環境の課題はより重要になってきている。しかし、途上国のなかでも格差がみられ、各国の立場も変化してきている。地球温暖化の

交渉では、温室効果ガスの排出国として重要な中国と被害を受ける側である島嶼国などでは、途上国グループのなかでも立場が大きく異なるため、「途上国」として一枚岩で国際交渉にあたるのが困難になってきている。また、個別の利害に基づいて先進国－途上国協調が形成されるため、従来のような先進国対途上国という単純な二分化では説明できない場面も出てきている。たとえば、ドーハ開発アジェンダにおける議論の一つに遺伝子組換え作物（genetically modified organism: GMO）の越境移動があるが、GMOに対する予防原則の適用を主張し、越境移動に規制をかけるよう要求しているのがEUやアフリカの一部の国である。一方、米国、カナダ、オーストラリアといった先進国に加え、アルゼンチン、チリ、ウルグアイなどの途上国も越境移動を規制することに反対している。

### 3. 環境規制の強化と多様化

条約や各国の政策を含む環境規制は、国際、地域、国レベルそれぞれで規制水準の引き上げや対象の拡大が進められてきた。その背景には、技術進歩により企業によるより厳しい規制への対応が可能になったこと、また、より低いコストで遵守が可能になったこと、あるいは新しい科学的な知見の出現や背景にある経済・社会に関する知識の蓄積があったことなどがある。たとえばストックホルム条約では、残留性有機汚染物質（Persistent Organic Pollutants: POPs）による健康や環境への悪影響を抑制するために指定物質の製造・使用、輸出入を禁止あるいは制限している。2004年の条約発効当初は12物質が対象であったが、その後9物質が規制対象として追加されている。特定の有害化学物質の輸入手続き（輸入国の事前の同意が必要）を定めたロッテルダム条約の発効時点（2004年）での対象化学物質は27物質であったが、規制対象物質の追加について継続的に議論が行われている。バーゼル条約についても、Ban改正が発効すると規制が引き上げられる。規制対象の拡大は、このように各条約のなかでも行われるが、水銀に関する水俣条約（水銀条約）

のように新しい条約の制定も行われている。これらの条約はいずれも貿易制限措置を備えている。これらのほか、国際環境条約のなかで貿易制限措置を備えているものは多い<sup>16)</sup>。そして、このような環境規制の強化は貿易制限措置の範囲も広げており、自由貿易との衝突が増える方向に働いていると考えられる。

また、国レベルで制定・運用される環境規制についても、貿易との関連がより密接になってきている。たとえば、排ガス規制や農薬規制、化学物質規制、さらには廃棄物処理、リサイクル制度等が挙げられる。とりわけ、先に議論したEUのRoHS指令、REACH規則のように国内環境規制が製品にかかわるものである場合は、技術的な貿易障壁となり得るため、途上国の輸出拡大を阻害する可能性もあると懸念されている。このような環境規制は世界各地で増加する傾向にあり、貿易と環境の相互関係に関する新たな課題をつくり出している。

#### 4. 自由貿易体制における環境配慮の動き

環境規制の強化・多様化が進む一方で、貿易分野でもWTOや各国・地域間のRTAなどを通じてルールを明確化したり規律対象を拡大したりするといった、自由貿易体制を維持・強化する動きが進んでいる。従来議論されてきたように貿易自由化と環境保護は貿易レジームと環境レジームの衝突を引き起こす方向に動きがちであった。もちろん、現在でも環境規制が強化される一方で自由貿易体制も強化されれば、両者の整合性を保つことが難しい場面も出てくる。しかし、最近の動きとして特徴的なのは、貿易自由化と環境保護を統合的に進めるために、自由貿易体制が環境保護の目的と合致するよう修正を試みており、両者が相互補完的に働くケースもみうけられるという点である。

WTO発足後初めての多角的通商交渉であるドーハ開発アジェンダはいまだ終結する見込みがないが、この間、ラウンドとは別のチャンネルで貿易に関

するいくつかの合意が成立している。たとえば、2012年、政府調達協定（Agreement on Government Procurement: GPA）の改正が合意され、同協定に参加している各国の政府調達市場がより自由化されることとなった<sup>47)</sup>。その際、現在未加盟である多くの途上国の加盟を促すために、途上国に対する優遇措置が規定された。途上国自身が GPA に加盟しやすくなった結果、途上国における政府調達市場の自由化や環境への負荷が少ない製品を政府機関が優先的に購入するグリーン調達制度の導入が進む可能性もある。また、GPA 加盟国の多くは先進国であり、そのほとんどが政府調達におけるグリーン調達制度を導入している。もともと政府調達の市場規模は大きく、さらなる自由化は途上国の市場参入機会の増大につながる。そして、途上国企業がグリーン調達における環境基準に対応することにより、途上国におけるグリーン生産・グリーン消費<sup>48)</sup>を促す役割も果たし得る。

また、交渉が暗礁に乗り上げているとはいえ、ドーハ開発アジェンダにおける非貿易的関心事項への考慮も、WTO における環境配慮を示す重要な要素と考えられる。たとえば、農業分野における貿易問題を議論する際には、その貿易的側面だけでなく、環境保全のように農業が行われることによる外部効果（多面的機能）や、動物愛護といった農業生産に制約をもたらす要素なども、非貿易的関心事項として考慮することとなっている<sup>49)</sup>。さらに、ドーハ開発アジェンダにおける主要なアジェンダの一つである漁業補助金も、貿易自由化の推進というよりは、環境や資源保護を念頭に議論が進められている。

WTO のラウンド交渉が停滞する一方で、二国間・地域間の RTA が急増し、新たな貿易ルールを形成している。RTA では WTO 協定が規定している水準よりも高い義務内容を盛り込んだり、WTO 協定が対象としていない分野、たとえば投資や競争、そして環境を取り込んだりするなど、WTO 協定以上の規定を含む場合が多い。米国や EU をはじめとする先進国はこうした「WTO プラス」と呼ばれる規律として環境条項を RTA に組み込み、RTA を締結することによって当事国の環境が悪化することのないよう、制度的な保

障を設けている。近年、こうした先進国と RTA を締結する途上国が増えており、RTA というチャンネルにおいても途上国における貿易と環境の相互支持性を実現しようとする動きがみられる。

## 5. グリーン成長の促進

グリーン成長は、環境や自然資源がわれわれの生活に資源やサービスを提供しつづけながら経済成長と発展を促進することである（OECD 2011）。グリーン成長は、2012年の国連持続可能な開発会議（Rio+20）でも主要なテーマとして位置づけられ、グリーン成長に向けた取り組みが途上国を含めた各国で行われている。これまでの環境保全はコストがかかるものという意識を転換し、環境保全に資する産業育成により経済発展を達成する方策を各国が模索し始めた結果、環境保全に資する産業への補助金、エコカー補助金など環境によい製品への補助金等が導入されている。しかし、このような補助金政策は、輸入財と国産の財との競争条件や相対価格に影響を与える場合もあり、グリーン成長にかかわる環境・産業政策は、貿易と環境のイシューにおいて、重要な課題となってきた。

## 第4節 本書の構成

本書のアプローチの特徴は、環境イシューごとに、国際レベル、地域レベル、あるいは国レベルの政策を検討したうえで（第I部）、異なる環境イシューを横断的にみたときに浮き彫りになる差異、共通点、課題などについて検討している点（第II部）である。第I部で取り上げた環境イシューは、地球温暖化、有害廃棄物の越境移動、林産物貿易、化学物質規制、食品の安全性の五つである。それぞれ途上国にとって異なる影響のメカニズムと役割をもつ代表的な課題である。食品安全については、公衆衛生や人の健康にかかわ



の問題であり、厳密には環境問題ととらえられないとする意見もあろう。しかし、従来から環境問題の一部として取り上げられてきていること（Bukingham and Turner 2008; O'Lear 2010）<sup>20</sup>、また国内の規制が途上国に与える影響という意味では、他の環境問題にとっても含意があるという点を勘案して、本書では環境問題の一つとして扱う。

第I部では、個別の環境分野における貿易と環境そして途上国の位置づけについて考察を行う。第1章～第3章は国際レベルの課題について検討している。このうち、第1章では地球温暖化を規律する国際環境条約として国連気候変動枠組条約を、第2章では有害廃棄物の越境移動を規制するバーゼル条約を取り上げた。これらの章では、グローバルな課題に関する議論のなかで、貿易への影響と関連した条約策定の経緯、また途上国に関してどのような議論がなされてきたのかについて考察を行っている。第3章が扱う林産物貿易に関しては、政治的な困難さもあり森林の持続可能性を維持することそれ自体を目的とする国際環境条約は締結されていない。このため、国際環境条約を代替する手段として、二国間協定での違法伐採に対する取り組みや、林産物の輸入国あるいは輸出国で行われている認証制度などを取り上げ、それらの効果を検討している。

一方、各国レベルでも、貿易・投資の自由化が国内環境の劣化を招くことへの懸念に対応する形で、法制度整備をはじめとするさまざまな措置がとられている。これらの法制度が途上国経済にマイナスの影響を与える懸念もある。第4章では、近年先進国を中心に導入が進む製品に関する環境規制について、EUのRoHS指令やREACH規則などを事例に、適用の際の要件や他国への影響などを検討している。その結果、途上国を含む他地域の各国は製品環境規制が技術的な貿易障壁となり得ることを懸念していることがわかってきた。第5章では、各国・地域の食品安全基準について、WTO等での議論やWTOの衛生植物検疫措置に関する委員会（SPS委員会）が扱う「特定の貿易上の関心事項」の活用状況を分析し、食品を輸出入する際に途上国が直面する課題の抽出を試みている。そして、その結果を基に協定中の「科

学」に関する規律が途上国に及ぼす影響について考察している。

第Ⅱ部では、第Ⅰ部において異なる環境イシューの考察を進めるなかで抽出された、各イシューに共通する論点を取り上げ、その政策や対応、課題などについて考察している。第6章では途上国に対する優遇措置として貿易分野の「特別かつ異なる待遇」(S&D)と環境分野の「共通だが差異ある責任」(CBDR)原則の相違を検討し、両者が重なる「貿易と環境」の場面で問題が生じていることを指摘している。第7章では環境保護を目的とする補助金がWTO協定に整合的かどうかを検討したうえで、最近増え始めているグリーン経済を促進するために途上国が実施する補助金が、WTOルール上容認される余地があるのか、途上国の経済発展という観点から、そうした補助金のWTO協定における法的位置づけを試みている。第8章では近年増加しているNGO(non-governmental organization)や企業のプライベート・スタンダードが途上国の環境や経済にどのような影響をもち得るのか、また民間の取り組みが政府の実施する環境政策を補完し得るのかを検討している。第9章では近年RTAに環境を保護するための条項が組み込まれるようになってきていることを指摘したうえで、そうした環境条項の枠外で途上国がRTAに起因する環境被害に直面している現状を検討している。第10章では、国際環境条約の実効性を確保するためにも、WTOでの貿易と環境に関する交渉に途上国が積極的に参加していくためにも、さらには、強化の進む環境規制に対応していくためにも、途上国のキャパシティ・ビルディングが必要であると、貿易と環境に関連するキャパシティ・ビルディングがどのように取り組まれているのか、その課題は何かを考察している。

貿易と環境にかかわる課題は、近年複雑さを増している。とりわけ、各国でグリーン成長戦略が志向されるにあたり、自由貿易体制とそれぞれの環境政策が整合的かについても議論されるようになってきている。貿易がかかわる課題の解決には、二国間、多国間の協議や合意が不可欠である。従来、こうした協議においては先進国と途上国という対立軸において語られることが多かったが、新興国の勃興と経済のグローバル化、そして途上国間に生じて

いる格差により、合意形成に向かう各国の事情は大きく変化してきている。この本で取り上げる環境課題は多くのうちの一部にしか過ぎないが、本書を通じて、途上国が今どのような状況におかれているのかの一端を示したい。

[注] \_\_\_\_\_

- (1) 地球サミットで採択されたアジェンダ 21の第1部「社会的経済的側面」(パラグラフ2.3)のなかで“The international economy should provide a supportive international climate for achieving environment and development goals by: (a) Promoting sustainable development through trade liberalization; (b) Making trade and environment mutually supportive…”とされている。
- (2) 自由貿易を推進する手段として二国間・地域間の地域貿易協定 (regional trade agreement: RTA) が急増しているという状況も貿易と環境の議論を複雑化している要素の一つである。多様な環境規定が RTA に盛り込まれるようになり、一部の国はさまざまな RTA による多様なレベルの環境コミットメントと種々の環境協力プログラムを管理するという複雑な状況に直面している。
- (3) たとえば東京ラウンド (1973~1979年) では、輸入ライセンス、アンチ・ダンピング、補助金と相殺関税、政府調達などに関する新しい貿易ルールを採択した。その後のウルグアイ・ラウンド (1986~1994年) ではさらに交渉範囲が拡大し、サービス貿易の自由化、知的財産権、貿易関連投資措置などに関するルール策定に取り組んだ。
- (4) 環境措置と国際貿易 (Environmental Measures and International Trade: EMIT) グループは1971年に設置されたが、その後長い間休眠状態であり、具体的な活動が始まったのは1991年になってからである。
- (5) 詳しくは WTO ウェブサイト, “Early years: emerging environment debate in GATT/WTO” ([http://www.wto.org/english/tratop\\_e/envir\\_e/hist1\\_e.htm](http://www.wto.org/english/tratop_e/envir_e/hist1_e.htm)) を参照。
- (6) このスタンダードコードは GATT 諸協定のなかで、最初に環境について言及した協定である。
- (7) 途上国にはこうした製品がもたらすリスクを評価する技術などが不足しており、また限られた情報のなかでどのように対応すべきか判断できる国は少なかった。
- (8) 米国は1972年に海洋哺乳類保護法を制定し、クジラ、イルカ、ラッコなどの海洋哺乳類を保護するための国内基準を定めている。メキシコはマグロを収穫する際にイルカを混獲しており、その収穫方法が米国の設定した保護基準を満たしていなかったため、米国はメキシコ産のキハダマグロの輸入を禁止した。メキシコはこの措置を GATT 違反として提訴した。マグロ・イルカ事件に関する GATT 紛争解決手段の裁定は、「米国の国内法は国境外のイルカを保護するために制定されているわけではなく、この法律を根拠にメキシコの漁獲方法を違法とするような『域外適用』は認められない」というものであった。

- (9) 1989年のウミガメ保護法により、エビを収穫する際には海洋性のカメ（ワシントン条約の保護対象）を混獲しない特殊な網を利用しなければならないとし、この要件を満たさずに収穫されたエビの輸入を禁止した。インド、パキスタン、マレーシア、タイはこの米国の措置を貿易障壁としてWTOに提訴した。
- (10) しかしながら、最終的には、米国の措置はGATT第20条の柱書の要件を満たしていないため、GATT整合性を否定されている。
- (11) 具体的には以下のとおり。①国際環境条約とWTOルール、②環境政策、③課税、技術に関する規制、ラベリング、④透明性、⑤紛争解決と国際環境条約、⑥マーケットアクセス、⑦国内禁止物品（DPGs）、⑧知的財産権、⑨サービス、⑩NGOとの調整。
- (12) ドーハ閣僚宣言は、これらのパラグラフ以外でも、貿易と環境のリンケージについて言及している。たとえば、農業（交渉が考慮すべき非貿易的関心事項として、環境保護は必要）、知的財産権（TRIPs協定と生物多様性条約の関係、伝統的知識やフォークロアの保護について検討するよう指示）、漁業（漁業セクターが途上国にとって重要であることを考慮に入れつつ、漁業補助金に関するWTOの規律を明確にし、進展させるようメンバーに要求）などである。
- (13) 外務省ウェブサイト「ドーハ閣僚宣言骨子」([http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/wto\\_4/koshi.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/wto/wto_4/koshi.html))。
- (14) パラグラフ31～33については、CTE特別会合（Committee on Trade and Environment in Special Session: CTESS）において交渉が行われることになった。このためドーハ開発アジェンダ以降、WTOにおける貿易と環境に関する協議は、CTEで上記10アイテムに関して行われる通常の協議とCTESSで行われる国際環境条約との関係や環境製品・環境サービスに関する交渉に大別される。
- (15) このような仮説は汚染逃避地仮説と呼ばれる。
- (16) WTOのレポートによると、2001年時点では、貿易関連措置に関する条項を有する国際環境条約は238条約中32条約である（WTO 2001, 55-57）。
- (17) 1997年以降、現行のGPAの適用範囲をさらに拡大するための改正交渉が行われた結果、協定の適用を受ける機関およびサービスの拡大、適用基準額の引き下げ、途上国の協定加入に対する特別な待遇、電子的手段の活用による調達手続きの簡素化などについて合意され、2012年3月に改正議定書が採択された。
- (18) グリーン生産は、製品の設計・製造段階において、省エネ設計やリサイクルが容易となる設計を採用したり、環境負荷の少ないエコ材料やエコ部品を使用したりすることによって、環境調和的な製品の生産を実現することであり、グリーン消費はそうした環境調和的な製品を優先的に購入・消費することである。
- (19) WTOの農業協定第20条。さらにドーハ開発アジェンダの開始を決めたドーハ閣僚宣言でも再度言及されている。

- (20) Buckingham and Turner (2008) は環境問題のケーススタディとして食品、廃棄物、地球温暖化、自然災害、都市の環境問題を扱っている。また、O'Lear (2010) は環境問題の一つとして、地球温暖化、エネルギー、廃棄物などと一緒に食品安全を取り上げている。

### 〔参考文献〕

#### <日本語文献>

- 平 覚 1999. 「環境価値と貿易価値の調整—ppm に基づく貿易関連措置の GATT/WTO 法上の取り扱いについて」松本博之・西谷敏・佐藤岩夫編『環境保護と法：日独シンポジウム』信山社出版 409-434.
- 藤岡典夫 2001. 「エコラベルと WTO 協定」『農林水産政策研究』(1) 12月 1-12.
- 宮川公平 2002. 「GATT/WTO と環境保護に基づく貿易措置：PPM (生産工程方法) に基づく貿易措置の GATT 適合性を中心に」『国際開発研究フォーラム』(21) 3月 167-188.
- 山下一仁 2011. 『環境と貿易：WTO と多国間環境協定の法と経済学』日本評論社.
- ユベール・エスカット, 猪俣哲史 2011. 『東アジアの貿易構造と国際価値連鎖：モノの貿易から価値の貿易へ』アジア経済研究所 (<http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Books/Sonota/11.html>).

#### <英語文献>

- Alam, Shawkat 2008. *Sustainable Development and Free Trade: Institutional Approaches*, Oxon: Routledge.
- Anderson, Kym and Richard Blackhurst 1992. *The Greening of World Trade Issues*, Hertfordshire: Harvester Wheatsheaf.
- Antweiler, Werner, Brian R. Copeland and M. Scott Taylor 2001. "Is Free Trade Good for the Environment," *American Economic Review* 91 (4) September: 877-908.
- Appleton, Arthur 1997. *Environmental Labelling Programmes: International Trade Law Implications*, London: Kluwer Law International.
- Axelrod, Regina S., Stacy D. VanDeveer and David L. Downie 2011. *The Global Environment: Institutions, Law, and Policy*, Washington D.C.: CQPress.
- Bukingham, Susan and Mike Turner, eds. 2008. *Understanding Environmental Issues*, London: Sage Publications.
- Cameron, Hugo 2007. "The Evolution of Trade and Environment Debate at the WTO," In *Trade and Environment: A Resource Book*, edited by Adil Najam, Mark Halle and Ricardo Meléndez-Ortiz. Winnipeg: IISD, 1-15.
- Charnovitz, Steve 2002. "The Law of Environmental PPMs in the WTO: Debunking the Myth of Illegality," *Yale Journal of International Law* 27 (1) Winter: 59-110.
- Gérardin, Damien 1997. *Trade and the environment: a comparative study of EC and US*

- law, Cambridge: Cambridge University Press.
- Grossman, Gene M. and Alan B. Krueger 1994. "Environmental Impacts of a North American Free Trade Agreement," In *The Mexico-U.S. Free Trade Agreement*, edited by P. Garber. Cambridge, Massachusetts: MIT Press, 13-56.
- Jha, Veena, Anil Markandya and René Vossenaar 1999. *Reconciling Trade and the Environment: Lessons from Case Studies in Developing Countries*, Cheltenham: Edward Elgar Publishing.
- Levinson, Arik 2007. *Technology, International Trade, and Pollution from U.S. Manufacturing*, Cambridge: National Bureau of Economic Research.
- Lovely, Mary and David Popp 2011. "Trade, technology, and the environment: Does access to technology promote environmental regulation?" *Journal of Environmental Economics and Management* 61 (1) January: 16-35.
- McCulloch, Neil, L. Alan Winters and Xavier Cirera 2001. *Trade Liberalization and Poverty: A Handbook*, London: Centre for Economic Policy Research.
- Najam, Adil, Mark Halle and Ricardo Meléndez-Ortiz, eds. 2007. *Envisioning a Sustainable Development Agenda for Trade and Environment*, New York: Palgrave Macmillan.
- OECD 1994. *The Environmental Effects of Trade*, Paris: OECD Publishing.
- 1997. *Processes and Production Methods (PPMs): Conceptual Framework and Considerations on Use of PPM-based Trade Measures*, OCDE/GD (97)137, Paris: OECD Publishing.
- 2011. *Towards Green Growth*, Paris: OECD Publishing.
- O'Lear, Shannon 2010. *Environmental Politics: Scale and Power*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Otsuki, Tsunehiro, J.S. Wilson and M. Sewadeh 2001. "Saving Two in a Billion: Quantifying the Trade Effect of European Food Safety Standards on African Exports," *Food Policy* 26 (5) 495-514.
- Palmer, David 1992. "Environment and Trade: Who will be Heard? What Law is Relevant?" *Journal of World Trade* 26 (3) June: 35-41.
- Pethig, Rudiger 1976. "Pollution, Welfare, and Environmental Policy in the Theory of Comparative Advantage," *Journal of Environmental Economics and Management* 2 (3) February: 160-169.
- Popp, David 2006. "International innovation and diffusion of air pollution technologies: the effects of NO<sub>x</sub> and SO<sub>2</sub> regulation in the US, Japan, and Germany," *Journal of Environmental Economics and Management* 51 (1) January: 46-71.
- Robb, Cairo A. R. ed. 2001. *International Environmental Law Reports (volume 2): Trade and Environment*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Rolland, Sonia E. 2012. *Development at the World Trade Organization*, Oxford: Oxford University Press.
- Sampson, Gary P. 2000. *Trade, Environment and the WTO: The Post-Seattle Agenda*, Washington D.C.: Overseas Development Council.

- Schoenbaum, Thomas J. 1992. "Free International Trade and Protection of the Environment: Irreconcilable Conflict?" *The American Journal of International Law* 86 (4) October: 700-727.
- Tussie, Diana ed. 2000. *The Environment and International Trade Negotiations: Developing Country Stakes*, Hampshire and London: Macmillan.
- UNCTAD 1998. *The Least Developed Countries 1998 Report*, No. E.98.II.D.11, Geneva: UNCTAD.
- 2004. *Trade and Environment Review 2003*, No. UNCTAD/DITC/TED/2003/4, Geneva: UNCTAD.
- UNEP and IISD 2005. *Environment and Trade: Handbook*, 2<sup>nd</sup> ed. Winnipeg: International Institute for Sustainable Development ([http://www.iisd.org/pdf/2005/envirotrade\\_handbook\\_2005.pdf](http://www.iisd.org/pdf/2005/envirotrade_handbook_2005.pdf)).
- Weiss, Edith Brown 1992. "Environment and Trade as Partners in Sustainable development: A Commentary" *The American Journal of International Law* 86 (4) October: 728-735.
- WTO 2001. *Matrix On Trade Measures Pursuant To Selected MEAs*, WT/CTE/W/160/Rev.1, Geneva: WTO.
- 2004. *Trade and Environment at the WTO*, Geneva: WTO.